

★介護保険負担限度額認定申請書の提出について★

申請は介護保険課の窓口（市役所第一本庁舎 2 階 6 番窓口）または郵送で受け付けます。

※各支所や駅連絡室、駅前行政センターでは受け付けしていません。

- | | |
|-----------|---|
| ■申請に必要なもの | <ul style="list-style-type: none">・記入済みの介護保険負担限度額認定申請書・記入済みの同意書・預貯金通帳等の写し（本人及び配偶者の分）
預貯金通帳の写しが必要な箇所は下記のとおりです。<ul style="list-style-type: none">①表紙等の口座名義が記載された箇所②申請日から2ヶ月以内の残高が記載された箇所 |
|-----------|---|

〈注意事項〉

1. 配偶者につきましては、世帯分離をしている配偶者、内縁関係のかたを含みます。
2. 預貯金等につきましては複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。また、配偶者の預貯金等につきましても同様に記入、通帳等の写しの添付が必要です。

【対象とするもの】

- ・ 預貯金、信託、有価証券（通帳の写し等の添付が必要です）
- ・ その他の現金
- ・ 負債（借用書の写し等が必要です）

【対象外とするもの】

- ・ 生命保険等
- ・ 貴金属、その他の動産

3. 申請書に書き切れない場合は余白に記入するか、または別紙に記入のうえ添付してください。
4. 虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

負担限度額認定に関する事務に利用するものとして、申請書へのマイナンバーの記入及び通知カードなどの提示が必要となりますので、以下の書類と併せてご申請下さい。

①来庁者の身元確認書類

(郵送の場合は、申請者の身元確認書類)

(1点確認) 運転免許証、パスポートなど写真入りのもの

(2点確認) 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、
公共料金の領収書など

②本人の公的身分証明書(写し可)、委任状、
成年後見に伴う登記事項証明書のいずれか1点

(本人の公的身分証明書の例)

介護保険証、健康保険証、パスポート、障害者手帳など

③マイナンバー(個人番号)確認書類(写し可)

通知カード、個人番号カード

※配偶者がいる場合につきましては配偶者の②③も必要となりますのでご注意ください。

ただし、申請時に③マイナンバー確認書類の提示が困難である場合は、市職員が住民基本台帳からマイナンバーを取得することが認められていますので、マイナンバーの記入がなくても申請は受け付けます。③マイナンバー確認書類の提示が可能な場合のみマイナンバーを記入してください。

【問い合わせ】

〒332-8601

川口市青木2-1-1

川口市役所 介護保険課 給付係

電話 048-259-7296